

令和5年第3回東京都北区教育委員会定例会

会議月日	令和5年3月8日（水）午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教育長 清正浩靖	委員 本間正江	
	委員 名島啓太	委員 齋藤邦彦	
	委員 阿良田由紀	委員 長谷川みどり	
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長	
	学び未来課長	学校改築施設管理課長	
	学校支援課長	教育総合相談センター所長	
	子ども未来部長	子ども未来課長	
	子どもわくわく課長	保育課長	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提案内容	結果
1	7号	東京都北区立学校の位置の変更について	承認
2	8号	教育に関する事務についての議案作成に係る意見聴取について（令和5年第1回東京都北区議会定例会） （条例関係）	承認

日程	報告事項	報告内容	結果
3	4号	第四次北区特別支援教育推進計画の策定について	了承
4	5号	谷端小学校リノベーション事業整備プランについて	了承
5	6号	和解について	了承
6	7号	後援・共催事業について	了承

令和5年第3回東京都北区教育委員会定例会会議録

令和5年3月8日(水) 13:30

- | | |
|--------|--|
| 清正教育長 | <p>それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより、令和5年第3回北区教育委員会定例会を開会いたします。</p> <p>初めに、日程第1、第7号議案「東京都北区立学校の位置の変更について」を議題に供します。</p> <p>学校支援課長から説明をお願いします。</p> |
| 学校支援課長 | <p>教育長</p> |
| 清正教育長 | <p>学校支援課長</p> |
| 学校支援課長 | <p>それでは、私からは第7号議案「東京都北区立学校の位置の変更について」、ご説明申し上げます。</p> <p>恐れ入りますが、議案書を1枚おめくりいただき、説明欄をご覧ください。</p> <p>東京都北区立堀船中学校の位置を変更するため、本案を提出するものでございます。</p> <p>変更内容といたしましては、項番2の位置につきまして、変更前は堀船二丁目23番20号となっているものを、王子五丁目2番8号に変更するものでございます。</p> <p>変更日は令和5年9月1日です。</p> <p>学校の改築に伴い、現校舎の解体から新校舎の開設までの間、旧桜田小学校の位置に移転するものでございます。</p> <p>よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。</p> |
| 清正教育長 | <p>説明、ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> |
| 清正教育長 | <p>ありがとうございます。</p> <p>特に反対意見はないようですので、本件については、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 清正教育長 | <p>ご異議ないと認め、第7号議案については、原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、日程第2、第8号議案「教育に関する事務についての議案作成に係る意見聴取について(令和5年第1回東京都北区議会定例会)(条例関係)」を議題に供します。</p> |

	保育課長から説明をお願いいたします。
保育課長	教育長
清正教育長	保育課長
保育課長	<p>私からは子ども未来部所管の条例改正3本、一括してご説明をさせていただきます。</p> <p>資料の教育に関する事務についての議案作成に係る意見聴取に当たりまして、今般の3条例の改正について、ご説明させていただきます。</p> <p>まず、おめくりをいただきまして、1ページの中ほどにございます項番1、2、3とあります。こちら、3つの条例を改正するものでございます。</p> <p>おめくりいただきまして、3ページになります。</p> <p>こちらでは、東京都北区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正案となります。</p> <p>6ページにお進みをいただきまして、説明欄でございます。</p> <p>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正を踏まえ、安全計画の策定等に係る規定等を追加等するため、本条例案を提出いたします。</p> <p>7ページから9ページまで、新旧対照表となります。</p> <p>恐れ入ります。次に10ページからになります。東京都北区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正案となります。</p> <p>11ページの説明欄をご覧ください。</p> <p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、懲戒に係る権限の濫用禁止の規定を削除するため、この条例案を提出いたします。</p> <p>12ページから13ページまでが新旧対照表となります。</p> <p>次に、14ページから、東京都北区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の条例の改正案となります。</p> <p>17ページの説明欄をご覧ください。</p> <p>放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正を踏まえ、放課後児童健全育成事業者による安全計画及び業務継続計画の策定等を追加するため、本条例案を提出いたします。</p> <p>18ページから19ページまでが新旧対照表となります。</p> <p>雑駁ではありますが、私からの説明は以上でございます。</p>
清正教育長	説明、ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますか。
本間委員	教育長
清正教育長	本間委員

本間委員	<p>1点だけ教えてください。</p> <p>17ページのところの経過措置として、「講ずるよう努めなければ」というような、経過措置ならではの言葉だと思うのですが、このような言葉を入れなければならない背景には、それがかなり講ずることが難しいということがあるのでしょうか。教えてください。</p>
子どもわくわく課長	教育長
清正教育長	子どもわくわく課長
子どもわくわく課長	<p>先ほどご指摘をいただきました点は、児童健全育成事業、学童クラブの規定でございます。その中でこの経過措置1年のというのは、安全計画の策定についてでございます。今回の基準が改定された背景といたしまして、やはり静岡県で起きましたバスの子どもの閉じ込めの事故、そういったものを受けて、それぞれ児童福祉の施設、それから事業の安全にかかわる規定が改正されたわけですけれども、明文できっちり書いてあるわけではございませんが、まずはそういった保育の事故多発を受けてということで、保育について、また、小学生を対象としていますこの学童クラブにつきましても、経過措置が設けられながら、このような形で基準が改定されたというものでございます。</p> <p>ただ、学童クラブ、経過措置が1年あるからのんびりしていいというふうには決して思ってはならず、保育と同じように、令和5年4月1日から同様な形で安全計画の策定を進めてまいりたい、そのように考えてございます。</p>
本間委員	教育長
清正教育長	本間委員
本間委員	ありがとうございます。
清正教育長	<p>ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
清正教育長	<p>それでは、特に反対意見はないようですので、本件については、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
清正教育長	ご異議ないと認め、第8号議案については、原案どおり承認することに決定いたします。

す。

次に日程第3、報告第4号「第四次北区特別支援教育推進計画の策定について」、教育総合相談センター所長から説明をお願いいたします。

教育総合相談センター所長

教育長

清正教育長

教育総合相談センター所長

教育総合相談センター所長

私からは、報告事項第4号「第四次北区特別支援教育推進計画の策定について」、ご報告させていただきます。

恐れ入りますが、報告資料、1枚おめくりくださいませ。

1番の要旨でございます。

令和3年11月から開始をいたしました検討委員また策定委員会の検討を経まして、今回改めて第四次北区特別支援教育推進計画として取りまとめをいたしましたので、ご報告させていただくものでございます。

計画期間につきましては、令和5年度から9年度までの5年間の計画でございます。

2番、計画についてでございます。

別添資料につきましては、第四次北区特別支援教育推進計画となっております。恐れ入りますが、計画の内容につきましては既にご報告させていただいておりますので、省略させていただきたいと存じます。

3番、今後の予定でございます。

今月下旬から4月にかけて、計画の冊子を配布、また、計画の策定につきまして、北区ニュース、ホームページあるいは教育広報誌「くおん」等で周知をしていく予定でございます。

あわせて、周知する際につきましては、概要版としてA3両面刷りの資料を用意いたしまして、分かりやすい工夫等も行っております。

教育総合相談センターでは、今回作成いたしました第四次計画を基に、全ての学校における特別支援教育の充実を目指してまいります。

私からの報告は以上でございます。

清正教育長

説明、ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございませんでしょうか。

本間委員

教育長

清正教育長

本間委員

本間委員

従前より、この内容については報告させていただいておりますので、このようにまとめ

ったことに対して、まずは御礼を申し上げたいというふうに思います。

その上で、実際の実施していく上での再確認にもなろうかというふうに思うんですが、幾つか教えてください。

まず、推進計画の16ページのところに、特別支援教育コーディネーターについての記載がありますけれども、小規模校においても特別支援教育コーディネーターを複数配置するということに対しての、校内の校務分掌との兼ね合いも考えて、小規模校の校長先生方からもそのような必要感が出ているのかどうか、これについてはちょっと確認です。コーディネーターが独自でいるわけではなく、分掌として重なるところがありますので、小規模校にとってはなかなか厳しい要望なのかなというふうにも思っております。

それから次の17ページのところの(5)のイですけれども、低学年への読み書きのアセスメントについて、今現在の現状のことと今後の見通し、大学との連携等について、見通しについてまた教えていただきたいというふうに思います。

3点目です。

19ページの一番上のところに、難聴の通級指導のことについて触れてくれていて、このことについては大きな進歩だなというふうに思っているんですが、今後の予定として、実施が令和9年度からというふうになっています。この間、そんなに何年も準備が必要なことなのか、あるいは対象生徒が見込まれないのか、この辺りの現状についても教えていただきたいというふうに思っています。

4点目です。

23ページ、特別支援教育アドバイザー（仮称）に対することですが、これについては特別支援コーディネーターのように、新たな人材ではなくて、今いる先生方の中でそういうような立場の方をつくるのか、あるいは何かしらの人的措置があるのかについて、令和7年度から設置ということですので、これについてももしかしたら以前に説明があったかもしれませんが、ちょっと失念しておりますので、再度教えていただけたらというふうに思います。

最後です。

35ページのところの理解啓発事業というふうに、いろいろと書かれておりますけれども、これについてはここに記載というよりも、特別支援に対する理解は理解啓発の授業として児童・生徒に対して行っていくことが大変大事なことだというふうに思います。教育課程の位置づけのことなので、ここへの記載は避けられているかというふうに思いますけれども、実際の場面ではそういったものが年間計画の中に織り込まれて、着実に実施されていくような指導を重ねていただきたいと思いますというふうな、これについては要望です。

以上です。よろしくお願いいたします。

清正教育長

ありがとうございます。じゃあ、5点、ご質問をいただいていますので。

教育総合相談センター

教育長

所長

清正教育長 教育総合相談センター所長

教育総合相談センター所長 ご質問ありがとうございます。
まず、1点目の質問でございます。特別支援教育コーディネーターにつきましては、複数配置。この複数配置については、おおむね7割程度ができているかと思いますが、やはり小規模校におきましては、なかなか導入は難しいというふうに考えておりますが、やはり必要性がありますので、100%まではいかなくても、必要に応じて複数配置してほしいということは改めてお伝えしていきたいと思っております。なかなか小規模校については、難しいなというふうには考えているところでございます。
2点目といたしまして……

清正教育長 17ページ。17ページの(5)のイです。

本間委員 17ページの、はい。

教育総合相談センター所長 恐れ入ります。
専門家チーム派遣、言語障害、難聴通級指導学級におけるアセスメント支援といたしまして、こちらにつきましては、現時点でなかなかアセスメントの支援が、現時点ではできていないというのが現状です。
これ自体は、実際には3校におります「ことば・きこえの教室」の先生が実際のアセスメントについて、在籍校を訪問する機会というのが現時点ではなかなか難しいというのが現状です。しかしながら、在籍校との連絡調整とかする場面等あります。決して数は多くないんですが、そういった場面におきまして、担任等への助言等は支援していきたいと思っておりますが、実際には電話等、訪問というのが難しく、実際には電話等によるアセスメント支援になるかというふうに考えているところでございます。
次が……

清正教育長 19ページの難聴の。

教育総合相談センター所長 難聴の通級指導につきまして、今回中学校・小学校における区立中学校といたしまして、中学校には「ことば・きこえの教室」がありません。しかしながら、基本的には小学校の中で実際には指導が終了した方につきましても、中学校籍に行った際には、小学校の「ことば・きこえ」の教員がそのまま、在籍校を訪問いたしましてできるようにしていく。実際には、現時点ではこの体制が構築できていませんので、「ことば・きこえの教室」の先生にきちんとお伝えしまして、そのまま進路先であります中学校籍へも行くように対応していきたいというふうに考えているところでございます。
まだ、内容としては具体的には、ここは固まっておりませんで、今後とも。令和9年というのは、実際長いというふうに我々もちょっと感じているところがありますので、

速やかにできるような体制にしていきたいというふうに考えているところでございます。

清正教育長 4点目は23ページの・・・

教育総合相談センター所長 23ページで、特別支援教育アドバイザーにつきましては、令和7年とさせていただいています。実際には、ここはターゲットとなります教員がおりますが、現時点で通常の教員の方ですので、ここは今いる方の中から選ぶというよりも、新たにアドバイザーとして設置をしたいというふうに考えているところでございます。
以上でございます。

清正教育長 よろしいでしょうか。

本間委員 教育長

清正教育長 本間委員

本間委員 ご説明、ありがとうございます。
なかなか、言難の先生方も対象のお子さんたちが増えてきて、対応が大変なんだというふうに思います。それで、今、ご説明にあったようなアセスメントのことですとか、あるいは令和9年度までというようなことの現状が実際にはあるのかなというふうに思いますけれども、かつてはこのアセスメントの活用ということに向けて、在籍校訪問等も実際にはなされていたということがありますので、後退してしまっただけではいけないというふうに思いますし、難聴児・難聴生徒に対しても、かなりの必要感があって、このような経緯を踏まえて、今ここに至っているというようなことですので、令和9年度と言わず、できるだけ早めに実施できるような方向で、先生方へのご協力をさらに伝えていただきたいと思います。強く要望いたします。
以上です。

清正教育長 よろしいでしょうか。ほかに、いかがでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 よろしいでしょうか。それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。
次に、日程第4、報告第5号「谷端小学校リノベーション事業整備プランについて」、学校改築施設管理課長から説明をお願いいたします。

学校改築施設管理課長 教育長

清正教育長

学校改築施設管理課長

学校改築施設管理課長

私からは、谷端小学校のリノベーション事業整備プランについて、ご説明させていただきます。

恐縮です。1の要旨のほうをご覧ください。

令和2年3月策定の「区立小・中学校長寿命化計画」に基づきまして、既存校の長寿命化を図り、長く使い続けるためのリノベーションを順次実施する方針を定めております。

このたび、谷端小学校のリノベーション事業の整備プランがまとまりましたので、ご説明させていただくものです。

2の検討経過です。

谷端小学校につきましては、令和3年度の時点において、小学校における35人学級の段階的導入の影響などにより、現在の校舎規模では普通教室や放課後の居場所などが不足する見込みとなったことから、早期にリノベーション事業に着手する必要があると判断し、事業実施の基本方針を定めさせていただいたものでございます。

点線枠内に記載してございますけれども、リノベーションに当たりましては、12学級規模の諸室を確保するとともに、仮設校舎と増築校舎を先行整備した上で、既存校舎のリノベーションを実施することで、教育環境の向上を図ることといたしました。

その後、令和3年11月から順次設計に着手し、令和4年11月には児童、保護者、地域の方などを対象としたアンケート調査を実施いたしまして、令和5年2月には整備プラン案に関する意見交換会も実施してまいりました。

次に3の整備プランの概要となります。

本プランは、建物の耐久性の向上や不具合の解消を図るとともに、学習環境、快適性の向上を目指したものとなっております。

それでは、別添のリノベーション事業整備プランの冊子をご覧くださいまして、ポイントのほうをご説明させていただきたいと思えます。

恐縮ですが、9ページのほうをお開きいただきたいと思います。

こちらの下段の(1)配置図です。

平面図を右側に記載の別棟校舎を新たに整備いたしまして、既存校舎と別棟校舎の各フロアを接続いたします。また、既存校舎屋上は運動スペースとして整備するとともに、太陽光発電設備、10KW程度でございますが、こちらの設置を予定しております。

次のページにお進みいただきまして、上の段は1階の平面図となります。

バリアフリー化といたしまして、平面図右側に記載のエレベーターやバリアフリートイレを設置いたします。

平面図、右上の給食室は空調設置、ドライ化、一部拡張を図ります。

また、トイレについては増設を行うとともに、洋式化、ドライ化、手洗いの自動水洗化などの整備を行います。

また、平面図の右下側には放課後ルームや学童クラブ室を配置しておりまして、そちらに隣接する多目的室は学童クラブと共用する予定としております。

続きまして、下の段の2階の平面図と、次のページの上段の3階平面図につきましては、どちらも普通教室、特別教室がメインのフロアとなっておりまして、リニューアルを行わせていただきます。

続きまして、下の段になりますけれども4階屋上の平面図となります。4階には資料室や小会議室を配置しております。

大変恐縮ですが、レジュメの資料のほうにお戻りいただきまして、裏面になりますけれども4の今後の予定となります。

今後、リノベーションレターを発行させていただきます。整備プランの周知を図るとともに、令和5年3月、今月から約1年をかけ、別途校舎の整備を行います。その後、令和6年春からは既存校舎のリノベーション工事に着手し、令和8年3月の整備完了を目指してまいります。

雑駁でございますが、私からの説明は以上となります。よろしくお願いたします。

清正教育長 説明、ありがとうございます。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

本間委員 教育長

清正教育長 本間委員

本間委員 説明、ありがとうございます。1点だけ、教えてください。

先般、滝四小のリノベーションの様子を拝見させていただいたときに、現場の先生方から十分自分たちの意見を聞き取ってもらえる機会がなかったというような発言を、正式な場ではなかったんですけども、耳にいたしました。たまたま、そういうような状況にその方が捉えていらっしゃるのかなというふうにも思うんですが、どのような形で現場の先生方の意見というのは、吸い上げられているのか教えてください。

学校改築施設管理課長 教育長

清正教育長 学校改築施設管理課長

学校改築施設管理課長 こちらのほうは通常でありましたら、アンケートという形も取りますし、あとこの検討の進捗段階に応じまして、校長先生、副長先生はじめ、場合によっては全教員の方にご説明したほうがいだろうという話しであれば、ご説明させていただいているといったところになります。

また、滝四小につきましては、今振り返りますと設計自体が少し全体が、これは営繕課に執行委任していたところがございますけれども、遅れている状況があって、結果としてその学校の方々への周知やご相談の機会がちょっと少なかったのかなといったところは感じております。今回の谷端小学校につきましては、それらの反省も含めまして、校

長先生と副校長先生に頻繁にご相談させていただきながら、一緒にちょっと知恵を絞っていただく形で、プランを組ませていただいているといった、そういう状況でございます。

以上でございます。

本間委員

教育長

清正教育長

本間委員

本間委員

ありがとうございます。お願いします。

清正教育長

ほかに、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、ここで本件に関する報告は終了させていただきます。

次に、日程第5、報告第6「和解について」、学び未来課長から説明をお願いいたします。

学び未来課長

教育長

清正教育長

学び未来課長

学び未来課長

私からは、報告第6号、北区が貸与する学習用端末の破損に関する和解について、ご報告させていただきます。

専決処分日は令和5年2月21日、決定額は4万4,900円、相手方は北区在住区民となります。

続いて、事故の概要でございます。

令和4年10月30日、相手方自宅におきまして、相手方の北区立小学校に在籍の子どもが、区から貸与している学習用端末を使用していたところ、保護者が使い過ぎを指摘しても言うことを聞かなかったため、ご家庭のネットワーク環境から切断したところ、子どもが怒って床に向けて何度も故意に落下させ、破損させたものでございまして、故意等による破損につきましては保険の対象外となりまして、区で負った損害額に対して、支払いを受けるものでございます。

区では全児童・生徒に1人1台端末を貸与しているところでございまして、端末の取扱いにつきましては、児童・生徒に対しては情報モラル教育を行うとともに、ご家庭に対しましても機会を捉えてよくある故障の事例ですとか、ご家庭でのルール設定の事例などを織り交ぜまして、適切に取り扱うよう周知を行ってきているところですが、今回の件を受けまして、今後も引き続き情報モラル教育の徹底と適正な取扱いのさらなる周

知に取り組んでまいりたいと考えております。
私からの報告は以上となります。

清正教育長 説明、ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございませんでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。それでは、ここで本件に関する報告は終了させていただきます。
次に、日程第6、報告第7号「後援・共催事業について」、教育政策課長から説明をお願いいたします。

教育政策課長 教育長

清正教育長 教育政策課長

教育政策課長 それでは、報告第7号、後援・共催事業に関する報告でございます。
1枚、おめくりください。
今回、名義使用を承認した旨の報告、1ページから4ページまで合計11件でございます。
1件目でございます。
令和5年成人式アトラクション及びあの子と会える談話室の運営、東京都北区青少年委員会会長でございます。ほか10件、お示しのとおりでございます。
続きまして、5ページから7ページにかけまして合計7件、事業実績報告をお示しさせていただきました。
以上、ご報告とさせていただきます。

清正教育長 説明、ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございませんでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。本件に関する報告は終了いたします。
以上で本日の日程全てを終了いたしました。これもちまして、令和5年第3回教育委員会定例会を閉会いたします。